認知症対応型共同生活介護

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 設備  (第93条) | 〇指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】  〇使用目的に沿って使われているか【目視】 | □ | ・平面図（行政機関側が保存しているもの） |
| 内容及び手続の説明  及び同意  (第3条の7) | 〇利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか  〇重要事項説明書の内容に不備等はないか | □ | ・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)  ・利用契約書 |
| 入退居  (第94条) | 〇入居申込者が認知症であることを確認しているか  〇入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか | □ | ・アセスメントの結果がわかるもの  ・モニタリングの結果がわかるもの  ・認知症対応型共同生活介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)  ・診断書 |
| サービスの提供の記録  (第95条) | 〇提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、提供したサービスの内容、利用者の状況、その他必要な事項）を記録しているか | □ | ・サービス提供記録  ・モニタリングの結果がわかるもの |
| 指定認知症対応型  共同生活介護の取扱  方針  (第97条) | 〇生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか  〇身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか  〇身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか  〇身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催しているか  〇身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか  〇介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか | □ | ・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）  ・身体的拘束等の適正化のための指針  ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの  ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの  ・外部又は運営推進会議による評価の結果 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
|  | 〇自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議による評価を受け、結果を公表しているか |  |  |
| 認知症対応型共同  生活介護計画の作成  (第98条) | 〇利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえているか  〇介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めているか  〇認知症対応型共同生活介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか  〇認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているか  〇必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか | □ | ・認知症対応型共同生活介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）  ・アセスメントの結果がわかるもの  ・サービス提供記録  ・モニタリングの結果がわかるもの |
| 介護等  (第99条) | 〇サービス提供は事業所の従業者によって行われているか  〇利用者の食事その他の家事等（清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等）は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか | □ | ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの  ・サービス提供記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 従業者の員数  (第90条) | 〇利用者に対し、従業者の員数は適切であるか  〇計画作成担当者は必要な研修を受けているか | □ | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）  ・資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの） |
| 管理者  (第91条) | 〇管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か  〇管理者は必要な研修を受けているか | □ | ・管理者の雇用形態がわかるもの  ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）  ・研修を修了したことがわかるもの |
| 受給資格等の確認  (第3条の10) | 〇被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか | □ | ・介護保険番号、有効期限  等を確認している記録等 |
| 利用料等の受領  (第96条) | 〇利用者からの費用徴収は適切に行われているか  〇領収書を発行しているか | □ | ・請求書  ・領収書 |
| 緊急時等の対応  (第80条) | 〇緊急時等において、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか | □ | ・サービス提供記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 運営規程  (第102条) | 〇運営における以下の重要事項について定めているか  1.事業の目的及び運営の方針  2.従業者の職種、員数及び職務内容  3.利用定員  4.指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  5.入居に当たっての留意事項  6.非常災害対策  7.虐待の防止のための措置に関する事項  8.その他運営に関する重要事項 | □ | ・運営規程 |
| 勤務体制の確保等  (第103条) | 〇利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか  〇利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮しているか  〇資質向上のために研修の機会を確保しているか  〇認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか  〇性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか | □ | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの  ・研修の計画及び実績がわかるもの  ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 |
| 定員の遵守  (第104条) | 〇入居定員及び居室の定員を上回っていないか | □ | ・国保連への請求書控え |
| 業務継続計画の策定  等  (第3条の30の２) | 〇感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか  〇従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか  〇定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか | □ | ・業務継続計画  ・研修の計画及び実績がわかるもの  ・訓練の計画及び実績がわかるもの |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 非常災害対策  (第82条の2) | 〇非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか  〇非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか  〇避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか  〇訓練の実施に当たって、運営推進会議を活用し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか | □ | ・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画）  ・運営規程  ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの  ・通報、連絡体制がわかるもの |
| 介護現場の生産性の  向上  (第 86 条の2)  ※令和９年３月３１日まで努力義務 | 〇利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか | □ | ・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの |
| 衛生管理等  (第33条) | 〇感染症が発生し又はまん延しないよう次の措置を講じているか  ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね６月に１回以上）、その結果の周知  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 | □ | ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針  ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの |
| 秘密保持等  (第3条の33) | 〇個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか  〇退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか | □ | ・個人情報の利用のための同意書  ・従業者の秘密保持誓約書 |
| 広告  (第3条の34) | 〇広告は虚偽又は誇大となっていないか | □ | ・パンフレット／チラシ  ・web 広告 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 苦情処理  (第3条の36) | 〇苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか  〇苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか | □ | ・苦情の受付簿  ・苦情への対応記録 |
| 地域との連携等  (第34条) | 〇運営推進会議をおおむね２月に１回以上開催しているか  〇運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか  〇運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか  〇運営推進会議の会議録が公表されているか | □ | ・運営推進会議の記録 |
| 事故発生時の対応  (第3条の38) | 〇市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか  〇事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか  〇損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか | □ | ・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの  ・事故に際して採った処置の記録  ・損害賠償の実施状況がわかるもの |
| 虐待の防止  (第3条の38の2) | 〇虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか  ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護従業者への周知  ・虐待の防止のための指針の整備  ・虐待の防止のための研修の定期実施  〇上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか | □ | ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの  ・虐待の防止のための指針  ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの  ・担当者を置いていることがわかるもの |

注） 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」から抽出・設定したもの

介護予防認知症対応型共同生活介護

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 設備  (第73条) | 〇指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】  〇使用目的に沿って使われているか【目視】 | □ | ・平面図（行政機関側が保存しているもの） |
| 内容及び手続の説明  及び同意  (第11条) | 〇利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか  〇重要事項説明書の内容に不備等はないか | □ | ・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)  ・利用契約書 |
| 入退居  (第74条) | 〇入居申込者が認知症であることを確認しているか  〇入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか | □ | ・アセスメントの結果がわかるもの  ・モニタリングの結果がわかるもの  ・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)  ・診断書 |
| サービスの提供の記録  (第75条) | 〇提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、提供したサービスの内容、利用者の状況、その他必要な事項）を記録しているか | □ | ・サービス提供記録  ・モニタリングの結果がわかるもの |
| 身体的拘束の禁止  (第77条) | 〇生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか  〇身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか  〇身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか  〇身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催しているか  〇身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか  〇介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか | □ | ・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）  ・身体的拘束等の適正化のための指針  ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの  ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 指定介護予防認知症  対応型共同生活介護  の具体的方針  (第87条) | 〇利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえているか  〇介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めているか  〇介護予防認知症対応型共同生活介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか  〇介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているか  〇介護予防認知症対応型共同生活介護の目標の達成状況に基づき、新たな介護予防認知症対応型共同生活介護計画が立てられているか | □ | ・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）  ・アセスメントの結果がわかるもの  ・サービス提供記録  ・モニタリングの結果がわかるもの |
| 介護等  (第88条) | 〇サービス提供は事業所の従業者によって行われているか  〇利用者の食事その他の家事等（清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等）は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか | □ | ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの  ・サービス提供記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 従業者の員数  (第70条) | 〇利用者に対し、従業者の員数は適切であるか  〇計画作成担当者は必要な研修を受けているか | □ | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）  ・資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの） |
| 管理者  (第71条) | 〇管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か  〇管理者は必要な研修を受けているか | □ | ・管理者の雇用形態がわかるもの  ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）  ・研修を修了したことがわかるもの |
| 受給資格等の確認  (第14条) | 〇被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期限を確認しているか | □ | ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 |
| 利用料等の受領  (第76条) | 〇利用者からの費用徴収は適切に行われているか  〇領収書を発行しているか | □ | ・請求書  ・領収書 |
| 緊急時等の対応  (第56条) | 〇緊急時等に、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか | □ | ・運営規程  ・サービス提供記録 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 運営規程  (第79条) | 〇運営における以下の重要事項について定めているか  1.事業の目的及び運営の方針  2.従業者の職種、員数及び職務内容  3.利用定員  4.指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  5.入居に当たっての留意事項  6.非常災害対策  7.虐待の防止のための措置に関する事項  8.その他運営に関する重要事項 | □ | ・運営規程 |
| 勤務体制の確保等  (第80条) | 〇利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか  〇利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮しているか（担当の介護従事者を固定する等）  〇資質向上のために研修の機会を確保しているか  〇認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか  〇性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか | □ | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）  ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの  ・研修の計画及び実績がわかるもの  ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 |
| 定員の遵守  (第81条) | 〇入居定員及び居室の定員を上回っていないか | □ | ・国保連への請求書控え |
| 業務継続計画の策定  等  (第28条の2) | 〇感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか  〇従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか  〇定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか | □ | ・業務継続計画  ・研修の計画及び実績がわかるもの  ・訓練の計画及び実績がわかるもの |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 介護現場の生産性の  向上  (第 62 条の2)  ※令和９年３月３１日まで努力義務 | 〇利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか | □ | ・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの |
| 非常災害対策  (第58条の2) | 〇非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか  〇非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか  〇避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか | □ | ・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画）  ・運営規程  ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの  ・通報、連絡体制がわかるもの |
| 衛生管理等  (第31条) | 〇感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか  ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね６月に１回以上）、その結果の周知  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 | □ | ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針  ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの |
| 秘密保持等  (第33条) | 〇個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか  〇退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか | □ | ・個人情報の利用に関する同意書  ・従業者の秘密保持誓約書 |
| 広告  (第34条) | 〇広告は虚偽又は誇大となっていないか | □ | ・パンフレット／チラシ  ・web 広告 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | |
| 確認項目 | | 適否 | 確認文書 |
| 苦情処理  (第36条) | 〇苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか  〇苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか | □ | ・苦情の受付簿  ・苦情への対応記録 |
| 事故発生時の対応  (第37条) | 〇市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に報告しているか  〇事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか  〇損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか | □ | ・市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの  ・事故に際して採った処置の記録  ・損害賠償の実施状況がわかるもの |
| 虐待の防止  (第37条の2) | 〇虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか  ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者への周知  ・虐待の防止のための指針  ・虐待の防止のための研修の定期実施  〇上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか | □ | ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの  ・虐待の防止のための指針  ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの  ・担当者を置いていることがわかるもの |
| 地域との連携等  (第39条) | 〇運営推進会議をおおむね２月に１回以上開催しているか  〇運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか  〇運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか  〇運営推進会議の会議録が公表されているか | □ | ・運営推進会議の記録 |

注） 確認項目の条項は「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働

省令第 36 号）」から抽出・設定したもの